

原議保存期間1年未満  
(平成23年12月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿  
各道府県警察本部交通部長  
(参考送付先)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部広域調整第二課長

事務連絡  
平成23年4月12日  
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東日本大震災により他県の避難所等に避難している被災者からの自動車保管場所証明申請に係る事務の取扱いについて  
平成23年東日本大震災に伴い、従来の住所地を離れて他の都道府県の避難所等に避難した被災者から自動車保管場所証明（以下「保管場所証明」という。）の申請がなされた場合の取扱いについては、下記によることとしたので別添を参照の上、適切に対応されたい。

#### 記

##### 1 使用の本拠の位置及び保管場所について

運転免許証の再交付又は住所変更により、運転免許証の住所が避難所等とされている場合は、当該避難所等を使用の本拠の位置として保管場所証明の申請を受理することができるものとする。（なお、運転免許証の住所変更の手続きについても適切に教示すること。）

この場合、自動車を保有しようとする被災者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条に規定する要件を満たす保管場所を確保する必要があるが、避難所に付置されている駐車場を当面の保管場所とする場合は、当駐車場の管理者が作成した使用承諾書等を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面として取り扱うこと。

##### 2 行政機関等への働き掛け

各都道府県警察においては、被災者が自動車を保有しようとする場合、避難所等の周辺において自動車の保管場所が確保できるように、避難所等を管理する行政機関等に対して避難者用の駐車場の確保を働き掛けるとともに、来署した被災者に対して必要な情報の提供を行うなど、被災者の負担軽減に努めること。

### 3 その他

避難者が、従来の住居地がある他県警察で保管場所証明の申請を希望する場合は、従来の住居地等を管轄する警察署において、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務の取扱いについて」（平成23年3月22日付け本職事務連絡）等により簡便な手続きで交付すること。この場合、申請者等により従来の住居地等を管轄する警察署に申請をする必要があることを教示すること。

## 他県の避難所等に避難している被災者からの 保管場所証明申請に係る事務の取扱いについて

### 他県から自県の避難所等に避難している被災者

避難所等がある自県警察で  
保管場所証明の申請を希望

従来の住居地がある他県警察で  
保管場所証明の申請を希望

#### 申請者への確認事項

- 運転免許証の住所地が避難所等に変更されている。(されていない場合は変更手続きを教示)
- 使用の本拠の位置を避難所等として、その周辺(2km以内)に保管場所が確保されている。(避難所(体育館等)に付置されている駐車場の使用承諾書等でも可)

#### 取扱要領

従来の住居地等を管轄する警察署において、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務の取扱いについて」(平成23年3月22日付事務連絡)等より、簡便な手続きで交付。

※ 申請者等により従来の住居地等を管轄する警察署に申請をする必要がある。

#### 取扱要領

避難所等を使用の本拠の位置とした保管場所の位置を管轄する警察署において、本事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震により他県から避難所等へ避難している被災者からの自動車保管場所証明申請に係る事務の取扱いについて」(平成23年4月12日付事務連絡)により取扱う。

※ 保管場所証明の手続きとしては従来とおりであるが、被災者の負担軽減のための添付書類の簡略等については、状況に応じて行うこと。

#### 避難所等を管理している行政機関等への働き掛け

- 各都道府県警察においては、被災者である申請者が、避難所等の周辺において自動車の保管場所が確保できるように、避難所等を管理している行政機関等に対して避難者用の駐車場の確保を働き掛けるとともに、来署した被災者に対して必要な情報の提供を行うなど、申請者等の保管場所証明申請手続がスムーズに行えるように努める。
- 保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面については、各都道府県警察において定めた保管場所使用承諾書等を働き掛けの際に管理者等に配付しておくなど、申請者等の負担軽減を図る。